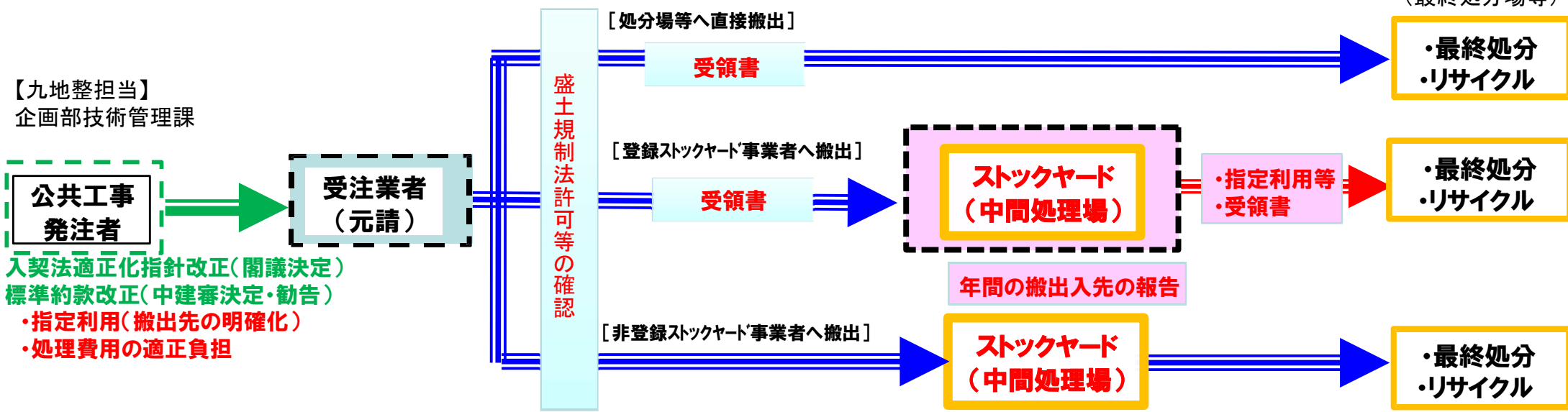


建設発生土の適正処理について



○盛土規制法にあわせ、資源有効利用促進法の省令改正（第2弾）及びストックヤードに関する新たな登録制度を創設。

- 【目的】
- ・ストックヤードに搬入された場合でも、適正な処分等がされること
 - ・優良なストックヤード等の育成により、発生土のリサイクルを推進すること



- 入契法適正化指針改正（閣議決定）
標準約款改正（中建審決定・勧告）
- ・指定利用（搬出先の明確化）
 - ・処理費用の適正負担

・省令第2弾、ストックヤード運営事業者登録制度ともに、盛土規制法の施行（R5.5）に合わせ施行予定
・ただし、最終搬出先までの確認義務については、R6.6施行予定

最終搬出先まで確認義務※
※R6.6に施行

【九地整担当】
企画部技術管理課

【九地整担当】
建政部建設産業課

ストックヤード運営事業者の
国土交通大臣登録制度（告示）
※登録は任意（5年毎に更新）

【九地整担当】
建政部計画管理課
建政部都市整備課

資源有効利用促進法
（省令改正（第2弾））

- 受注業者（元請）による確認（義務）
- ・適切な搬出先であることの確認
 - ・受領書による確認
 - ・最終搬出先までの確認義務※

登録ストックヤード事業者による確認（義務）

- ・ストックヤード事業者による指定利用等
- ・受領書による確認
- ・年間の搬出入先を大臣に報告

盛土規制法
（法改正）

R4.5.27: 成立・公布
R5.5.26: 施行
～R7.5まで: 現行宅造区域の規制適用（経過措置）